

沖縄科学技術大学院大学学園法について

法律の目的

沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって
沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与する

沖縄科学技術大学院大学学園

組織、運営等に関する私
立学校法等の特例を規定



※沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興の重要施策

大学院大学の設置運営主体

- 自主性・柔軟性を確保する観点から学校法人により設置
- 世界の英知を結集して教育研究の方針等の重要な事項を決定するため、最高意思決定機関である理事会を内外の著名な科学者等により構成。

- 理事会・理事等に関する特例
 - 優れた科学者、沖縄振興に関する有識者、大学経営に関する有識者を学外理事として置く
- 国際的に卓越した教育研究を行い、沖縄の自立的発展に寄与するための補助規定
 - 沖縄振興の観点から、法人の業務に必要な補助を行う（業務に要する経費の2分の1を超えて補助できる）
(10年後に検討・見直しを行う)
- 法人の適切な運営等を図るために必要な規定等
 - 透明性の確保、事業計画の認可（沖縄の振興に配意）、報告徴収等

開学に向けたスケジュール(概略)

大学院大学法の一部
施行(7月10日)

学長の人選等、設立認可準備
(施行後直ちに開始)

(22年度中を予定)

文部科学大臣へ
の認可の申請

認可に係る審
査及び認可

24年度までの開学
(関係閣僚申合せ事項)

1年半程度の申請準備期間

1年程度の審査期間

※ ただし、学園の組織・運営に関する規定等は、学園の認可の状況等を踏まえて施行(公布から3年以内で政令で定める日)